

## 多賀城市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第9項の規定により報告した定期監査の結果について、多賀城市議会議長から同条第12項の規定により下記のとおり措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年4月25日

多賀城市監査委員 佐伯 光時  
多賀城市監査委員 根本 朝栄

### 記

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1 監査対象部署    | 議会事務局      |
| 2 監査結果の報告日  | 平成31年3月12日 |
| 3 当該通知があった日 | 平成31年4月16日 |
| 4 当該通知の内容   | 別紙のとおり     |

## 指摘指導事項等に係る措置状況報告書

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査実施日 平成31年3月12日
- 3 監査対象部署 議会事務局
- 4 措置内容

番号	区分	指摘指導事項等の内容	措置の内容
1	指摘	時間外勤務手当の支給誤りが見られた。	定期監査当日の書類確認後説明を受け、翌日3月13日付けで勤務実績報告書の訂正を総務課人事係へ提出した。 時間外勤務命令簿、庶務管理システムへの入力状況及び勤務状況報告書の突合について、今後は2名体制で行い、誤りを防止する。
2	指導	政務活動費の交付決定（変更交付決定含む）に係る決裁文書について、多賀城市予算規則第22条の規定に基づく市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長への合議が行われていない。	決裁済みの文書に係る合議のため、後日での合議はせず、平成31年度の交付決定に係る文書において、市長公室長補佐（財政経営担当）及び市長公室長の合議を行った。
3	指導	祝日の勤務に係る代休指定について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定に基づく事務処理が行われていないものが見られた。	定期監査当日の書類確認後説明を受け、翌日3月13日付けで勤務実績報告書の訂正を総務課人事係へ提出した。 今後は代休指定等について、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の規定をよく確認しながら、事務処理を行い、誤りを防止する。